



左右の写真は昨年度の総合防災訓練の様子。



### 平成18年度松田町総合防災訓練テーマ

# 自らの行動と互いに助け合う力により 災害に強い町に



### 「松田町地域防災計画」、「松田町職員行動マニュアル」を作成

町では、町の特性を踏まえた「松田町地域防災計画」を策定しました。この計画は災害対策基本法に基づき、町民の生命・身体および財産を災害から保護するため、町域に係る災害予防・災害応急対策および災害復旧に関する事項を定めています。これらの防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持および公共の福祉を確保することを目的としています。より現状にあった防災対策を行うため計画を数年おきに見直し、今年3月、計画の改訂を行いました。

また、地域防災計画を簡潔に示し、職員の防災活動に役立てる「松田町職員行動マニュアル」を新たに作成しました。

災害時の活動の指針となる「松田町地域防災計画」は、水害や火災、土砂災害、自然災害などの災害予防や応急対策、災害復旧などの計画を定めた「地域防災計画編」と、地震災害予防、応急対策、災害復旧、東海地震に関する事前対策などを定めた「地震災害対策計画編」から成っています。地震等の災害発生時はこれらを基に、被害を最小限に食い止め、迅速かつ確かな対応ができるよう、行政と地域が協働し活動を行っていきます。



### 防災拠点として機能します！松田町役場新庁舎

県内には、地震発生に影響を与える約30本もの活断層があります。私たちの住む松田町は発生する可能性の高い「神縄・国府津-松田断層帯」を抱えています。そのようなことから、「災害に強いまちづくり」は当町にとって重要な課題のひとつです。町役場新庁舎は、災害時、防災拠点として機能するなど、さまざまな役目を果たします。地下には、地震の揺れを低減する免震装置があり、巨大地震が発生しても無損傷でいられる全国トップレベルの「地震に強い建物」です。

この他にも、災害時の電力を賄う自家発電設備や発電を行う電機室、災害支援に活用される災害支援室、屋上に災害時の飲料水を確保する受水槽、医療支援活動を行う医療救護室、災害情報の収集や対策を検討・指示する防災対策室、ストレッチャーの搬入可能なエレベーター、上部に仮設トイレを設置できる雨水貯留槽など、有事を想定した防災拠点として必要な設備を備えています。

また平成18年度事業として、新庁舎2階入口前（旧庁舎跡地）の地下に、40立方メートルの飲料水を確保し、消火にも利用できる耐震性貯水槽を整備します。この貯水槽では、常に新鮮な水が循環しており、これひとつで、4,400人に対し3日間の応急給水が可能になります。（1人1日3リットルとして計算）貯水槽はこの他にも、松中グラウンド地下にも整備されています。

地域と連携しながら、防災拠点として、町民の安全を守るため、多様な役割を果たしていきます。

## 9/3 (日)は「総合防災訓練」

日時：9月3日（日）9：00～ 場所：町役場、各自主防災会会場など  
内容：消火器による消火訓練、消火栓取り扱い訓練、各自主防災会防災倉庫内  
機材取り扱い訓練、炊き出し訓練など  
※詳細は防災会ごとの通知を確認ください。

今年の防災訓練は、災害警戒本部・災害対策本部を役場新庁舎に移し、寄出張所、各自主防災会訓練場所を会場に行われます。マグニチュード7、震度6強の東海地震が発生したとの想定で、午前9時にサイレンが鳴り訓練を開始します。本部では災害対策本部設置訓練や消防団への指示訓練、土嚢づくり、傷病者に対し迅速かつ適切な処置を行うためのトリアージ訓練、避難誘導訓練、簡易トイレの組み立て・設置訓練、各幼・小・中学校、公共施設の被害状況調査、開成町と合同の十文字橋緊急

時対策訓練などを行います。地震の揺れを体感できる起震車体験訓練（町民文化センター駐車場にて）も行われ、防災会の皆さんにも参加していただけます。また、各自主防災会でも消火栓・消火器取り扱い訓練、防災資機材取り扱い訓練、可搬ポンプ訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練など、各地区の状況に合わせた訓練を行います。災害に備え、防災訓練に参加しましょう。

※トリアージ…緊急度、重症度により傷病者を選別し、より多くの傷病者の命を救うこと。

# 県と2市8町が合同防災訓練を開催



7月24日(月)、「神奈川県・県西二市八町合同災害対策本部等訓練」が行われました。これは、発生が懸念される神奈川県西部地震を想定し、県および県西2市8町、足柄消防組合、第三管区海上保安本部、陸上自衛隊の計14機関が合同で実施したものです。今回は、県や各市町が災害対策本部を立ち上げて、地震発生後いかに迅速かつ確に状況判断や意思決定を行うか、相互が連携して応急対策を行うかなど、実践的な訓練を行いました。

町では、防災対策室に災害対策本部を設置し、本部長である町長以下幹部職員が集合し、県や地域県政総合センターの対策本部と情報伝達をしたり、さまざまな状況に基づいた検討、判断、意思決定、連絡調整など図上訓練を行いました。

災害時の対応力の向上に向け、今後も県、近隣市町との連携した訓練にあたっていきます。

【問合せ】庶務課防災交通班 ☎83-1221

## 生垣設置奨励補助金制度

良好な自然景観の保全と地震による災害防止のために、ブロック塀等に代わり、安全な生垣の設置を奨励する補助制度です。

### <補助対象>

- ①樹木の高さが、ほぼ均一(60cm以上)で、列状に植えたもの
- ②1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの
- ③幅4m以上の公道または一般通行用の私道に面して設置されたもの(法人が設置するものや、宅地の開発行為にかかるものは除く)

<補助金額> 50,000円以内(限度額)

## 木造建築耐震診断補助制度

木造建築物の耐震性を診断する費用の一部を補助する制度です。補強工事や建て替えの必要性について判断します。

### <補助対象>

- ①町民の方が所有し、居住する住宅
  - ②昭和56年以前に建築された一戸建住宅、2世帯住宅または店舗併用住宅
- ※昭和56年6月1日以降に増築されたもの、プレハブ工法および枠組壁工法のもの除く

<補助金額> 30,000円以内(診断経費のほぼ満額)

### ☆住宅の耐震改修工事で固定資産税が減額に

昭和56年までに建築した住宅の耐震改修工事をすると、固定資産税が2分の1に減額になります。対象となる住宅等の条件がありますので、詳細については税務課資産税班(☎83-1224)までお問い合わせください。

※生垣設置・耐震診断ともに、事前に補助金交付の申請が必要です。

## 同報無線戸別受信機設置補助制度

町の同報無線戸別受信機を購入する費用の一部を補助する制度です。

### <補助金額>

- ・受信機本体補助額35,000円(個人負担は、9,000円程度)
- ・一部聞き取りづらい家庭の場合

外部アンテナおよび取り付け費用補助額15,000円

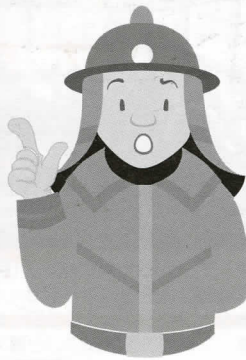
※補助金額の100円未満の端数は、切捨てになります。

### 【問合せ】

生垣設置、木造耐震診断は……建設課都市計画班 ☎84-1332

戸別受信機は……庶務課防災交通班 ☎83-1221

# 町の防災トピックス



町で行っている防災の取り組みや各種補助制度などについて、お知らせします。

## 正確な情報を提供！ 同報無線フリーダイヤル

同報無線からの災害情報等の放送が聞き取りづらい地域があります。そのため、町では同報無線でお知らせした内容を一般電話でも聞くことができるようにフリーダイヤルを開設しました。費用は無料で携帯電話からも利用できますので、情報確認にご利用ください。

フリーダイヤル番号 0120-041221

また、ご家庭に同報無線戸別受信機を設置する場合の補助制度も引き続き実施しています。左下の詳細をご覧ください。

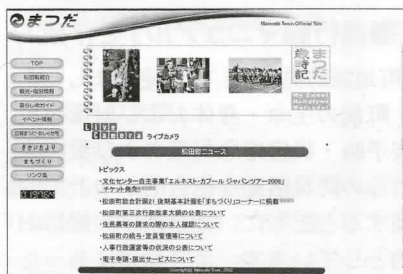
【問合せ】庶務課防災交通班 ☎83-1221

## 町の様子をいち早く把握！ 災害用ライブカメラ



皆さんは、ハープ館屋上にあるライブカメラをご存じですか？これは「災害映像情報監視カメラ」で、県の地域課題調整費を使い、平成14年度に設置しました。地震や暴風雨などの災害時、ライブカメラ映像を通じて町の様子をいち早く把握する手段として、現在活用されています。

### ライブカメラは町HPからアクセス！



平常時は、町のホームページからどなたでも映像をご覧になることができます。ライトアップや桜まつりなどのイベント時など、四季折々の町の「今」を楽しんでください。なお、災害時はご覧にならないことがありますのでご了承ください。

【問合せ】庶務課防災交通班

☎83-1221

<http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

## 災害要支援者を地域で支えよう！

# 災害時要援護者名簿を作成

町では昨年呼びかけを行い、災害時、避難が困難と思われる方を支援するための「災害時要援護者名簿」を作成しています。これは、支援を必要とする方を対象とし災害時の警戒や避難、災害発生時の安否確認等の支援データとして、町、各自主防災会および各地域の民生委員が保管し、地域全体で援助するために役立てられるものです。現在、220名(8/18現在)の方が登録されていますが、未登録で、登録を希望する方は、保健福祉課までお申し出ください。

なお、登録の対象となる方の中で、自らお申し出いただくことが困難と思われる方については、ご本人の同意を得たうえで登録させていただきます。

登録の対象となるおおよその目安は、町内に在住の方々です。

- <対象>
- ①要介護状態で移動が困難な方
  - ②身体障害1・2級の方・知的障害児者・精神障害者の方で支援が必要な方
  - ③一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯・寝たきり高齢者・認知症高齢者・虚弱高齢者・難病患者の方で災害時等において支援を必要とする方

※高齢者とは、65歳以上の方をいいます。

※作成した名簿は、目的以外に使用することはありません。

【問合せ】保健福祉課子育て支援班 ☎83-1226

# 障害者自立支援法

## 10月1日から 障害がある方への 自立支援サービスが変わります



障害のある方が自立した生活をおくれるような地域社会の実現を目指すことを目的として新たに施行された「障害者自立支援法」の制度の基本部分について広報2月号でお知らせしましたが、この10月1日から施設サービスなどが新たに変わりますので、その内容についてお知らせします。

【問合せ】

保健福祉課介護・障害班 ☎ 83-1226

### 制度のポイント

- ①障害者施設を3障害（身体・知的・精神）一元化
- ②利用者本位のサービス体系に再編
- ③就労支援の抜本的強化
- ④安定的な財源の確保
- ⑤支援決定の透明化・明確化

#### 【4月から開始しているサービス】

- ①自立支援サービスを利用するときの利用者負担の見直し  
サービスの利用量に応じた定率負担（サービス利用料の1割+食費・光熱水費などの実費）になりました。  
また、負担額には所得に応じ月額上限を設け、生活を圧迫しないよう配慮されています。
- ②自立支援医療が始まりました  
これまでの公費負担医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）が自立支援医療に変わり、共通の手続きや、利用者負担額などが統一されました。
- ③居宅サービスの一部の体系を再編しました  
居宅介護（ホームヘルプサービス）、行動援護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）、共同生活援助（グループホーム）などが、障害者自立支援法での給付となりました。

#### 【10月から開始する・変わるサービス】

- ①自立支援給付が始まります  
これまでの居宅サービスが再編され、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、共同生活介護（ケアホーム）などに再編されました。
- ②施設サービスが変わります  
身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援について、訓練等給付として支給が始まります。（おおむね5年をかけて移行します）
- ③補装具の制度が変わります  
○種目の見直し  
今まで補装具として認められていたストマ用装具（蓄便袋、蓄尿袋）などの種目が制度改正により、日常生活用具として見直しがされました。  
☆補装具から日常生活用具へ移行した種目…点字器、頭部保護帽、人工喉頭、歩行補助つえ（一本つえのみ）、収尿器、ストマ用装具  
○利用者負担の見直し  
障害者自立支援法施行により、入所サービス等の利用者負担については、平成18年4月から所得に応じた負担から、サービスの利用量と所得に応じた定率負担が実施されています。  
補装具についても、障害者自立支援法施行の考え方に合わせ、費用に応じた定率負担（1割）と、所得に応じた月額負担上限額の設定（下表のとおり）に見直しがされました。10月からの費用の支給については、利用者の申請に基づき、利用者と事業者との契約制を導入する仕組みに変わります。

#### 【現行のサービス】

支援費制度など、障害の種類によって対象となるサービスが決まります。

居宅サービス	ホームヘルプ デイサービス ショートステイ グループホーム
施設サービス	重症心身障害児施設 療養施設 更生施設 授産施設 福祉工場 通勤寮 福祉ホーム 生活訓練施設

#### 【新たなサービス】

障害の種類に関係なく、サービスは共通です。

#### 再編

10月から、5年をかけて移行します。

自立支援給付	●4月から実施しているサービス 居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所 ●10月から実施のサービス 重度訪問介護、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援 共同生活介護、施設入所支援
訓練等給付	●4月から実施しているサービス 共同生活援助 ●10月から実施のサービス 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

地域生活支援事業  
地域の実情に応じて県と協力して実施します。

#### 一元化

4月から実施しています。

これまでの公費負担医療 精神通院医療 更生医療 育成医療	自立支援医療 手続きや負担額（医療費の1割）が統一されました。
---------------------------------------	------------------------------------

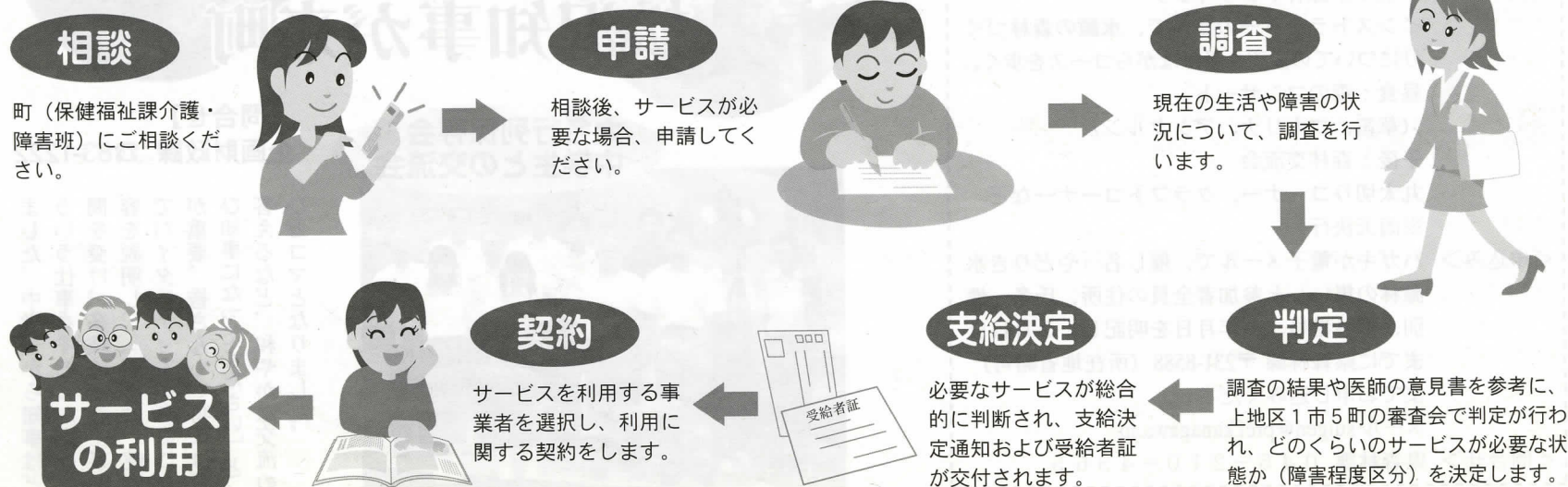
#### 利用者本人の属する世帯の所得に応じた月額負担上限額の設定

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯であって支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の者	15,000円
低所得2	市町村民税非課税である世帯に属する者	24,600円
一般世帯	市町村民税課税世帯	37,200円

#### ④地域生活支援事業が始まります

介護給付や訓練等給付などによる自立支援サービスとは別に、地域での生活を支えるさまざまな事業を、地域の実情に応じて県と協力して行っていきます。  
☆相談支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付・貸与事業（ストマ用装具、入浴補助用具など）、コミュニケーション事業（手話通訳など）、地域活動支援センター事業

### 【サービス利用の手続き】



# 平成十八年度 松田町敬老会

9月18日(月・祝) 敬老の日  
12時30分から  
町民文化センター大ホール



▲昨年の敬老会の様子

9月18日(月・祝)の敬老の日に「敬老会」を開催します。  
町内には、70歳以上の高齢者が2016名(前年比55名増)おられ、その内、百歳以上の方が1名いらっしゃいます。当日は、皆さんの健康と長寿をお祝いし、祝金(左記表を参照)と記念品を贈呈する式典を始め、各種サークルや団体による歌や踊り、演奏など、さまざまな楽しい催しを企画しています。  
皆さんお誘いあわせのうえ、ぜひお出かけください。

【問合せ】保健福祉課介護・障害班  
☎83-1226



### <敬老祝金>

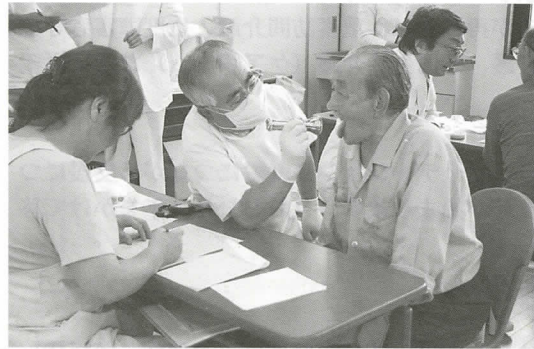
年齢	金額
70歳	5,000円
77歳	10,000円
88歳	20,000円
99歳	30,000円
100歳以上	100,000円

## 日々の予防で、元気に生きいきと!

### ～地域支援事業「口腔機能等向上事業」

町では、年齢を重ねても元気で生きいきと暮らせるよう、介護予防に力を注いでいます。今年度制度改正した地域支援事業の新しい試みとして、「口腔機能等向上事業」を開催しています。これは、「食べ物をかむ」「飲み込む」などの口腔機能が衰えた高齢者を早期に把握し、ご本人の希望により状態の改善・予防を図るものです。

【問合せ】地域包括支援センター ☎83-1191



みんなも挑戦!  
食べトレ体操

「食べトレ体操」で口と喉を鍛えよう!

① 深呼吸 (3回)

鼻から吸う 口から吐く

② 首の体操 (2回ずつ)

(1) ゆっくり後ろを振り返る (2) 左右に倒す  
(3) 前に倒す (4) 下を向いて左右に動かす

「口腔機能等向上事業」は、「自分の口で、いつまでも安心して、美味しく食べられる」ことを目的にした事業です。現在、町の生きがいデイサービスを利用している方に対し、寄地区・松田地区の各1か所を会場に行っています。  
町保健センターで行われた初回では、まず歯科医師により事業の説明があり、参加者は口の中の状態や機能チェックを受けました。自分の口の中を見ながら丁寧に歯を磨くこと、きちんと入れ歯を洗浄することなど、日ごろから心がける点についてアドバイスがありました。  
次に、「食べトレ体操」について歯科衛生士から説明を受けました。首の体操や口の開閉、唇の体操、発声などを通して、食べる機能を向上させることができます。口の手入れ、食べトレ体操などを続けることで効果が上がります。今後、月2回の教室で習慣の定着を図ります。  
歩くため、寝たきりにならないために筋力を鍛えるように、美味しく物を食べるためには、口やその周りの機能を維持することが大切です。トレーニングを通じ、「食べる」ことに対して意識を持っていただき、皆さんが年齢を重ねても元気で生きいきとした生活を送れるようさまざまな面からサポートを行っていきます。

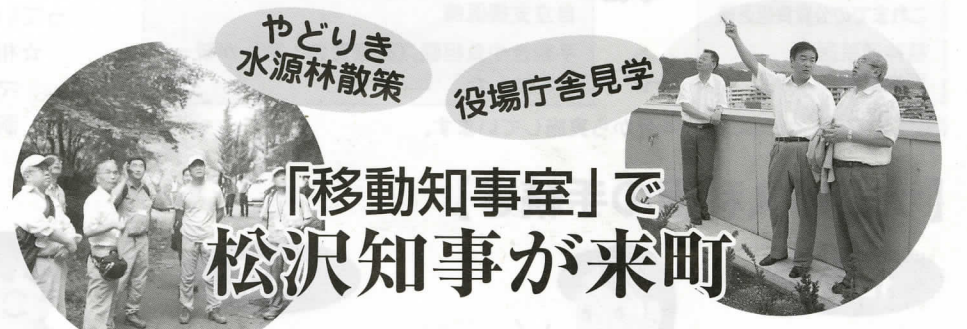
## やどりき水源林の集い

私たちの生活に欠かせない水。豊かな水の源となるのが水源林です。松田町には県の水源林である「やどりき水源林」があります。水源地域の森林を豊かで活力ある状態に保ち、引き継いでいくため、県では森林を整備し、機能の高い水源林づくりに取り組んでいます。

水源の森林づくりへの理解を深める目的で、10月には寄で水源林の集いが実施されます。皆さんも水源林を散策しながら、森林の大切な働きについて楽しく学びませんか。

- <日時> 10月7日(土) 10:00~14:00
- <場所> やどりき水源林
- <費用> 500円(バス代、保険代の一部に充当。小学生以下無料)
- <内容> 午前: 水源林トレッキング  
インストラクターの案内で、水源の森林づくりについての説明を受けながらコースを歩く。  
昼食: 森のコンサート  
(草笛、コカリナ、アングルン)  
午後: 森林交流会  
丸太切りコーナー、クラフトコーナーなど  
※雨天決行
- <申込み> ハガキか電子メールで、催し名「やどりき水源林の集い」と参加者全員の住所、氏名、性別、電話番号、生年月日を明記し、9月11日までに県森林課 ☎231-8588 (所在地省略可) までお申し込みください。  
メール [suigen@pref.kanagawa.jp](mailto:suigen@pref.kanagawa.jp)
- <問合せ> 県森林課 045-210-4365

7月26日(水)、松沢成文県知事が、移動知事室事業として松田町など、足柄上地区5箇所を訪れました。移動知事室とは、知事が県内の各地域に赴き、地域の実情を把握し、県政運営に役立てることを目的とした事業です。  
まず、寄にあるやどりき水源林を訪れました。森林づくりボランティア活動などを行っている「かながわ森林インストラクター」の説明を受けながら、島村町長と水源林を一時間ほど散策し、意見交換を行いました。  
また、午後には役場新庁舎を訪れ、地下の免震装置から屋上まで見学しました。その後、地域の伝統芸能伝承活動を行っている大名行列保存会員、伝承教室に参加する松田中学校の生徒と観光まつりのビデオを鑑賞しながら演技の説明を受け、地域文化の伝承活動について意見交換を行いました。



## 「移動知事室」で 松沢知事が来町

### 大名行列保存会・中学生との交流会



【問合せ】企画財政課 ☎83-1222  
ました。中学生から知事はどのような仕事をするのかとの質問を受け、多岐に渡る仕事内容を説明し、「知事は、健康でバイタリティーがあることが重要。皆さんも、将来はぜひ知事になってください」と答えるなど、和やかな交流のひとコマとなりました。

# 図書館 だより



## 今月の行事

おはなし会 5日、12日、26日の火曜日  
15:30~16:00、子どもコーナー

休館日 毎週月曜日、19日

開館時間 9:30から17:00

寄出張所図書館 月~金曜日13:30~16:00

## 新着図書

### 一般書

「孤独と不安のレッスン」 鴻上尚史  
「東大生がやさしく書いた裁判のしくみ」 東大法研  
「偉いぞ！立ち食いそば」 東海林さだお  
「タイムマシン論」 二間瀬敏史  
「蒼の皇子」上・下 バンカー  
「美しき日本の面影」 さだまさし  
「子どもは判ってくれない」 内田 樹  
「死日記」 桂 望実  
「下北沢」 藤谷 治  
「エンデュミオン・スプリング」 スケルトン

## 今月の1冊

「ケッヘル」上下 中山 可穂著  
アマデウス旅行社の奇妙なツアーそれは復讐劇の始まり。



## 児童書

「吹きぬけの青い空」 志津谷元子  
「おどります」 高島 純  
「キッカーズ 2」 ナールガング  
「幽霊派遣会社」 イポットソン  
「アカネヒメ物語」たそがれの約束 村山早紀  
「くもりのちはれせんたくかあちゃん」 佐藤わきこ  
「エアポーン」 オッペル

## 今月の1冊

「生命の樹」ピーター・シス著  
ダーウィンは、ビーグル号に乗り島々を回り、いろいろの標本を集め観察し、その謎の探求に情熱を傾け「種の起源」を書きました。小学高学年向き。



\*以上は新着290冊の抜粋です。1日から展示、予約受付。9日から貸出。雑誌のリサイクルは2日と16日にします。好評のため1人3冊まで(中央公論、つり人、ドライバー、なごみ)寄贈図書は、リサイクル棚へ随時出します。

## 松田町選挙管理委員会委員一覧(敬称略) ※○印は新任の方

職名	氏名	任期
委員長	中村 善成	平成16年4月1日 ~平成20年3月31日
職務代理者	安達 幸雄	平成16年4月1日 ~平成20年3月31日
委員	飯山 孝	平成16年4月1日 ~平成20年3月31日
委員	○竹内 迪雄	平成18年8月17日 ~平成20年3月31日

松田町選挙管理委員会委員 田代貞二さんの退任に伴い、竹内迪雄さんが新たに就任されましたのでお知らせします。

# 選挙管理委員会 新委員に竹内氏

【問合せ】  
庶務課 電話83-1221

**オータムジャンボ宝くじ**  
1等・前後賞合わせて  
**2億円**  
1等1億5,000万円/前後賞各2,500万円  
(発売総額 390億円、13ユニット)  
発売期間: 9/25(月)~10/13(金)  
抽選日: 10月18日(水)  
売り切れしだい発売終了!  
発売: 全国47都道府県/1枚 300円  
宝くじ売場等に関するお問い合わせ  
☎03-3535-9085  
この宝くじの収益金は市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。  
(財) 神奈川県市町村振興協会

**第19回 神奈川県警察少年柔道剣道大会**  
日時 7月15日(土)  
場所 横浜文化体育館  
主催 神奈川県警察  
主催 (社) 神奈川県防犯協会連合会  
成績  
第3位 松田Aチーム

**第32回 町民ソフトボール大会**  
日時 8月20日(日)  
場所 酒匂川町民親水広場  
主催 町体育協会  
参加 男子16チーム  
女子3チーム 計23名  
成績  
優勝 男子の部 城山A  
準優勝 弥勒寺ソフトボールクラブA  
第3位 大寺宮地B、沢尻  
優勝 女子の部 松中野球部1年  
準優勝 神山マリオ  
第3位 ライムパワーズ



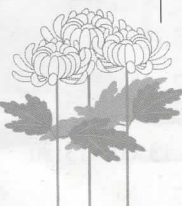
おいしい野菜  
いっぱい  
とれたね!

# みろくじ農園で 農作業体験

弥勒寺自治会では、子どもから大人までの世代間交流、コミュニケーションを図る目的で、「みろくじ農園」で地域の皆さんが農作物を育てています。

8月20日には、つくし子供会の農園活動応援として、子どもたちが畑での農作業を体験しました。小・中学生の親子連れや自治会の皆さん30名ほどが、夏の日差しが降り注ぐ中、額に汗しながら畑の草取りをし、白ナス・青ナス、ピーマン、ゴーヤ、サツマイモなど農園に実った夏野菜を、野菜の育て方や農作業について指導を受けながら収穫しました。「農園の作業体験を通じて、子どもたちの食物を大切に作る心、理解を深めてもらえたらと思います。」と飯田自治会長から挨拶がありました。10月末には、同農園で今年で2回目となる収穫祭が行われる予定です。実りの秋が、今から待ち遠しいですね。

# 2市4町による 広域斎場整備

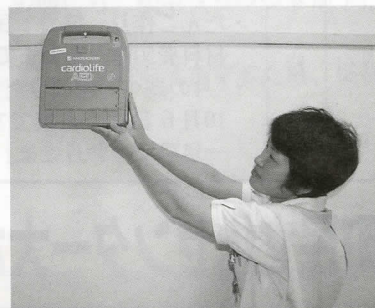


県西地域の皆様に広くご利用いただいている小田原市斎場は、昭和46年に建設され、すでに30数年が経過しています。今後の高齢化社会の到来による火葬件数の増加などを考慮すると、新たな斎場の建設が必要となっています。

現在、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、開成町、箱根町の2市4町による広域での斎場(火葬場)整備を進めるため、本年4月から小田原市環境政策課内に「県西地域広域斎場建設協議会」を設置し、平成23年度の広域斎場(火葬場)の供用開始を目途に、斎場(火葬場)建設の検討をすすめています。(町民環境課 ☎83-1225) 事務担当は、県西地域広域斎場建設協議会事務局 ☎33-1422 FAX 33-1487

# 寄診療所に 自動体外式除細動器 (AED)を設置

【問合せ】町民環境課 ☎83-1225  
教育課 ☎83-7023



最近、駅や公共施設でよく目にする「AED」。これは、突然の心停止に対し、救急隊員が到着するまでの間、そこに居合わせた人が心肺蘇生法に合わせて心臓電気ショックを行う機器のことです。町では、町健康福祉センター、町内の各小学校など、多くの皆さんが利用する場所にAEDの設置を進めています。8月には、新たに寄診療所内にAEDを設置し、利用者や周辺の方々倒れた等の緊急時に活用していただけるようになりました。

また、7月26・27日に行われた「AED講習会」に、町内各小・中学校教職員25名が参加しました。学校現場等で患者が出た際に適切な対処ができるよう、心肺蘇生法やAEDの使用法を学ぶ訓練に、皆、真剣な面持ちで取り組んでいました。

# 西平畑公園の催し物

休園日 1,4,11,12,19,20,25日  
開園時間 9:00~17:00

ハーブ館工芸教室 (予約制) ※休館日 1,4,11,19,20,25日  
☎ 85-1177・FAX 85-1176 開館時間9:30~17:00

開催時間 各教室共10時~

①ドライ教室(②~④の開催日、休館日を除く毎日)  
:自然のつるを使った秋のリース

費用 3,600円(税込)

存在感のある藤つるのベースに、粟やオレガノ、レモンユーカリ等をアレンジ。和紙を添えて、ほんのり和風テイストのリース。



②ハーブ&アロマ教室(5,12,26日):スパイスのフレーム&クレイパック

費用 2,500円(税込)

③ラタン教室(16日):手つきのかご又は、基本の底編み3種

費用 2,500円(税込)

小物を入れたり、買物にも使える小ぶりのカゴです。

④陶芸教室(24日):ペアのフリーカップ

費用 4,000円(軽食付き・税込)



※その他、ご要望に応じて承りますので、お問い合わせ下さい。☎83-7707(直通)

工房のホームページが出来ました。ぜひ、ご覧ください。  
http://www16.plala.or.jp/kurafuto/

自然館 ※休館日 1,4,5,11,12,19,20,25,26日 ☎・FAX 82-7345

日	曜	催し物	時間
30	土	◆第76回 ミニたんけん日 「タデアイを使い草木染めで楽しもう」 会場 自然館 対象 小・中学生・一般 申込み 9月27日(水)まで、自然館(☎82-7345)へ 参加者氏名・人数・電話番号をお知らせください。	9:30~11:30

○今月の自然 ~花や実、葉や根を染料に~

昔の人は、植物の花や実、葉や根を採取し、染料に用いました。美しい十二ひとえの染料も植物で、黄色はクチナシの実、紅はアカネの根やペニバナ、紫はムラサキ草の根の皮、青はツクサの花の汁などだそうです。今は鉱物性の染料が主となっています。

子どもの館 ※休館日 1,4,11,19,20,25,26日 ☎・FAX 82-9869

日	曜	催し物	時間	参加
3	日	手づくり広場「とびだすカード」 ちょっとした仕掛けで開くと絵が飛び出したり...、楽しいカードを作りましょう。	① 11:00~ ② 11:30~	各10人
10	日	たぐらが劇場「音で遊ぼう」 民俗楽器や手づくり楽器を鳴らしてみよう。 ペットボトルのマラカスを作ろう。	13:30~ 14:30	参加自由

☆展示コーナー

- ・「神奈川子どもの詩の展覧会」
- ・おり紙「虫の王様カブトムシとクワガタ」  
まるで本物の標本のように、一見の価値あり。



日	曜	催し物	時間	参加
10/1	日	たぐらが劇場「お月さま」 ・だんご作り 協力:民生委員 材料費50円、30人まで ・「月の調べ・秋のうた」 10月6日は十五夜です。子どもの館では一足早く「お月さま」を楽しみます。	13:30~ 15:00	参加自由

## 町民文化センター大ホール催し物

8月9日現在 ☎83-7021

日	曜	催し物	開演	入場料	主催者等
18	月	松田町敬老会	12:30	無料 自由	保健福祉課 83-1226
23 24	土 日	第37回西湘地区 吹奏楽フェスティバル	10:30	無料	西湘吹奏楽連盟 34-9295

※内容・入場券等は、主催者に直接お問い合わせください。  
※主催者の都合により、内容が変更される場合がありますのでご了承ください。なお、来館には公共交通機関をご利用ください。  
※今月の休館日は、4,11,19,25日です。



## カメラレポート



▲7月23日~25日に、「青少年交流洋上体験研修」が開催されました。これは、秦野市、中井町、大井町、松田町の広域行政事業の一環として、1市3町の中学生を対象に行っているものです。東海大学の海洋調査研修船「望星丸」に乗り、海洋観測や大島の海水浴など、近隣市町の仲間たちと船上での集団生活を通じ交流を深めました。



▲8月21日(月)、健康福祉センターで「第9回おとしより・サマー舌鼓の会」が開かれました。これは、日ごろ外食など外に出る機会の少ない一人暮らしの高齢者の方々に、富士屋ホテルの一流の料理人と町給食ボランティアによる手づくりの料理、杉山邦雄さん、松田ライオンズクラブのご協力によるレクリエーションを通じ、参加者の相互交流や健康管理につなげてもらうことを目的に行っています。美しく美味しい料理に舌鼓をうちながら、皆さん楽しいひと時を満喫していました。

## 妊産婦の方へ 優しい配慮を



◀「マタニティマーク」は、妊産婦の方へのやさしい環境づくりを推進するものです。交通機関を利用する際は席を譲る、待合時に喫煙を控えるなど、周囲の方は妊産婦の方への優しい配慮をお願いします。

## 人口と世帯数

8月1日現在( )内は前月比
人口 12,236人(-1)
男 6,022人(-2)
女 6,214人(+1)
世帯 4,498世帯(+2)

## 戸籍の窓

7月16日から8月15日まで受け付けた方  
※掲載承諾者のみ(敬称略)

お誕生おめでとう

赤ちゃん	保護者	地区
熊澤 来知	由也	弥勒寺
大俣 紗良	裕志	沢尻
瀬戸 美織	太一郎	町屋

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	地区
仲村 渠和子	84歳	中央
安藤 義人	89歳	萱沼
藤生 宜雄	64歳	河内
石川 冷子	78歳	仲町屋
田代 きん	94歳	町屋

## 納税

国民健康保険税(5期) 10月2日(月)  
介護保険料(3期) 10月2日(月)

【問合せ】  
国保年金班 ☎83-1225  
介護・障害班 ☎83-1226  
※税金等のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。

## 水道修理当番表

日	業者名	電話
1~6	有松田設備工業	☎82-0609
7~13	有加賀設備工業	☎82-4991
14~20	株熊沢工務店	☎34-2511
21~27	有渋谷管工	☎89-2528
26~30	有筆屋商店	☎83-0100

この広報紙は、環境保全と資源保護のため、100%古紙を利用したりリサイクル用紙を使用しています。また印刷に使われるインクは環境にやさしい大豆インクを使用しています。